

肝付町告示第45号

肝付町森林炭素マイレージ交付金交付要綱を次のように定めた。

令和3年3月31日

肝付町長 永野 和行

肝付町森林炭素マイレージ交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県が定める「かごしまCO₂吸収量等認証制度実施要綱」(平成23年1月4日)に基づき認証される、CO₂の固定量に応じてインセンティブを付与することにより、更に森林吸収源対策の取組を促進することを目的として交付する肝付町森林炭素マイレージ交付金(以下「交付金」という。)に関し、肝付町補助金等交付規則(平成17年肝付町規則第26号。以下「規則」という。)に定めるほか、必要な事項を定める。

(交付対象経費及び交付金の額等)

第2条 交付金の交付対象経費及び交付金の額、交付対象者は、別表1のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項第3号のその他町長が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。

3 交付申請の提出期限は、かごしまCO₂固定量認証を受けた日の次年度末日までとする。

(交付金の交付の決定及び確定の通知)

第4条 町長は前条の交付金交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査、調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付金の交付を決定及び交付額の確定を行うものとし、その旨を交付金交付決定及び交付確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付金の交付)

第5条 町長は、交付金の交付を決定する場合、精算払いにより交付することができるものとする。

2 前条の規定による通知を受けた者は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定による条件は、別表1のとおりとする。

(交付金の返納)

第7条 交付金交付申請書及びその他関係書類に虚偽の記載があったとき、この要綱の趣旨以外の事業経費に使用したとき、その他この要綱及び規則の規定に違反したときは、町長は交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返納を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

交付金の交付の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO2固定	1 照明設備のLED化 2 県産材木製品の購入 3 庭木(木本類)の購入 4 その他町長が認めたもの。	交付対象経費と認証を受けた固定量(1t-CO2)当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額	交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、鹿児島県からCO2固定量認証を受けた肝付町内の木造建築主(ただし、県のCO2認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。)

別表 2 (第 3 条関係)

交付金の交付の対象となる事業	町長が必要と認める書類
CO2固定	<p>○かごしまCO2固定量認証書の写し</p> <p>○必要に応じて以下の書類を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログ ・位置図 ・図面 (対象箇所のわかるもの) ・写真 ・領収書等の写し (単価や費用が確認できるもの)